

緊急時の児童の引き渡しについて

本校では緊急災害時（地震・風水害・大雪・不審者など）の下校を次のようにしています。

【基本の考え方】

通常の下校が危険であると学校が判断した場合は

児童を学校に留め置き、保護者に引き渡すこととする。

大規模地震については「市内のいずれかで、**震度5強以上**の地震が観測されたとき」

***注意：港南区が震度5強以上の地震でない場合でも、横浜市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば、児童留め置き、引き渡しとなります。**

1. 保護者への連絡方法

- 登録していただいたメールに配信。（登録していない家庭は電話連絡を同時に行います。）
- 大規模災害、大規模地震発生時など、メール配信・電話が使用できない場合は、連絡ができないので直接学校に来校してください。

2. 児童の引き渡し

- 各教室で保護者（同居親族を含む）及び代理引き取り人（成人の親族）に引き渡す。
 - ・引き渡し場所は状況によって、教室・体育館・校庭になります。担当者のチェックを受けてください。
 - ・保護者または代理引き取り人が来るまで、児童は学校に留め置きとなります。**依頼カードにお名前がない方は引き取りができません。**

3. 保護者不在の場合

- 代理引き取り人が児童を引き取り、代理引き取り人が保護者に引き渡す。
 - ・学校では保護者・代理引き取り人を問わず、より早く引き取りに来た方に児童を引き渡します。（安全な時間帯に自宅または自宅近くに帰ることを優先します。）このため、保護者と代理引き取り人はできる限り速やかに、連絡を取り合ってください。

4. 代理引き取り人について

- 代理引き取り人は 成人の親族でお願いします。親族以外の引き渡しはできませんので、ご了承ください。**キッズ利用区分2は、キッズに引き渡しをします。

5. 引き渡し依頼カード

- あらかじめ代理引き取り人の了承を取り、引き渡し依頼カードを学級担任にご提出ください。
- 兄弟のいる方も、1人1枚のカードをご記入ください。

☆児童に代理引き取り人の氏名や顔の確認をお願いします。

☆引き取りのない児童は、引き取りの方が来るまで学校で保護しています。